

「科学体験フェスティバル in 徳島」実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、「科学体験フェスティバル in 徳島」実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、徳島大学、小学校・中学校・高等学校および地元企業が協力し、科学イベント「科学体験フェスティバル in 徳島」を開催することを通じて、次世代を担う青少年に科学する心を育成し、科学に対する関心を高め、ひいては地域社会の科学技術の振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フェスティバル出展者および関係機関との調整
- (2) フェスティバル出展者への指導および援助
- (3) フェスティバルの紹介活動および広報活動
- (4) フェスティバルの運営
- (5) その他、本会の目的達成上、必要と認めた事項

(委員)

第4条 本会は、次の機関から選出された実行委員をもって構成する。

- (1) 徳島大学理工学部
- (2) 徳島県小学校教育研究会理科部会
- (3) 徳島県中学校理科教育研究会
- (4) 徳島県高等学校教育研究会理科学会
- (5) 徳島県立総合教育センター
- (6) 株式会社阿波銀行
- (7) 四国電力株式会社徳島支店

(役員)

第5条 本会に実行委員長1名を置き、徳島大学理工学部長がその任務を行う。

2 本会には、若干名の顧問を置くことができる。顧問は、実行委員長が委嘱する。

(役員等の任務)

第6条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 実行委員は、実行委員長を補佐するとともに、会務を処理する。
- (3) 顧問は、本会の目的達成のための指導、援助を行う。

(会議)

第7条 本会は、年2回以上実行委員会を開催する。

2 実行委員会は実行委員長が招集し、実行委員長がその運営にあたる。

(経費)

第8条 本会の目的達成のために必要な経費は、地元企業をはじめとする賛同者からの協賛金とする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、次の機関から選出された者で構成し、第4条各号に定める実行委員との兼務を妨げない。

- (1) 徳島大学理工学部
- (2) 株式会社阿波銀行
- (3) 四国電力株式会社徳島支店

2 事務局員の任務は、本会の事業を円滑に運営する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。ただし、設立初年度の事業開始日は、平成9年5月10日とする。

附 則

本会則は、平成9年5月10日から施行する。

附 則

本会則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年7月24日から施行する。

附 則

- 1 本会則は、平成28年7月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 徳島大学工学部が存続する間、第4条第1号中「徳島大学理工学部」には、徳島大学工学部を含むものとする。